

首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

(1) 首都直下地震対策の対象とする地震

- ・地震対策：切迫性の高いM7クラスの地震
- ・津波対策：延宝房総沖地震タイプの地震、大正関東地震タイプの地震

(2) 緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義

- (首都中枢機能) ①業務継続体制の構築、②ライフライン・インフラの機能の維持
- (巨大過密都市を襲う被害) ①予防による被害軽減、②災害対応力の強化、③災害対応ニーズの大幅な抑制と役割の分担の重点化

2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

東京圏の人口や諸機能の高度な集積によって、首都直下地震発生時には首都中枢機能への影響や甚大な人的・物的被害が生じるリスクがあることから、緊急対策区域においては、以下の基本的な方針に基づき、各種施策を緊急対策として展開

(1) 防災意識の醸成と社会全体での防災体制の構築

(2) 首都中枢機能の確保

(3) 膨大な人的・物的被害への対応強化

(4) 迅速な復興・より良い復興への備え

(5) 地方公共団体への支援等

3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

発災直後においても途絶することなく継続性の確保が求められる首都中枢機能を維持するため、首都中枢機関及びこれらを支えるライフライン・インフラが発災直後においても最低限果たすべき目標（機能目標）を設定するとともに、機能目標を果たすための対策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

- ①首都中枢機能及び首都中枢機関 ②首都中枢機関の機能目標 ③首都中枢機関が講ずべき施策

(2) 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

- ①行政中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項等 ②経済中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項

(3) ライフライン及び情報通信インフラの機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

- ①ライフライン及び情報通信インフラの機能目標 ②①に掲げるライフライン及び情報通信インフラの機能目標を果たすための対策

(4) 緊急輸送を確保するなどのために必要な道路、鉄道、港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

- ①交通インフラの機能目標 ②①に掲げる交通インフラの機能目標を果たすための対策

(5) その他

4. 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項

(1) 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定について

(2) 基盤整備等計画の認定について

5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

(1) 地方緊急対策実施計画の目的

(2) 地方緊急対策実施計画の記載事項

(3) 地方緊急対策実施計画に基づき実施すべき首都直下地震対策

(4) その他

6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特定緊急対策事業推進計画の認定基準

7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

政府は、緊急対策区域において、地方公共団体、公共機関、事業者等の様々な主体と連携して以下(1)～(4)の対策を実施するとともに、これら主体による対策の実施を促進することで緊急対策を推進。減災目標を達成するための様々な施策について、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

減災目標 (今後10年間)	想定される死者数	約1万8千人	から	半減以上
	想定される建築物の全壊・焼失棟数	約40万棟	から	半減以上

(1) 防災意識の醸成と社会全体での防災体制の構築

- ①各個人の防災対策の啓発活動 ②企業活動等の維持・早期回復のための備え
- ③総合的な防災力の向上に資する多様な連携 ④防災DXの加速化

(2) 首都中枢機能の継続性の確保

(3) 膨大な人的・物的被害への対応強化

- ①予防による被害軽減 ②災害対応力の強化
- ③災害対応ニーズの大幅な抑制と役割の分担

(4) 迅速な復興・より良い復興への備え

- ①災害廃棄物処理対策 ②一時的な住まいの確保 ③被災者の生活再建
- ④事前復興計画等の推進 ⑤地籍調査の加速化 ⑥各種用地の事前確保の促進
- ⑦生業の再建

8. その他緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

(1) 計画の効果的な推進 (2) 災害対策基本法に規定する防災計画との関係